平成２５年（フ）第５２号
長野県飯田市上郷飯沼1142番地
債務者　有限会社ケイ・エス・ピー
代表者代表取締役　中川　初俊
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後田　寿久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後３時10分
長野地方裁判所飯田支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２８号
宮崎県日南市大字下方456番地１
債務者　徳井　義幸
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　破産債権の届出期間　平成25年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年２月10日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
宮崎県日南市大字下方456番地１
債務者　徳井　純子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　破産債権の届出期間　平成25年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年２月10日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
愛媛県西条市三津屋50番地５
債務者　矢野　直樹
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５２１号
埼玉県比企郡鳩山町松ケ丘１丁目４番10号
債務者　石川　民雄
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　賢治
4　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２６５号
仙台市泉区将監１丁目32番２号　アップルハウス泉中央103
債務者　佐々木章子（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶽　友和
4　破産債権の届出期間　平成25年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
三重県鈴鹿市算所１丁目16番13号　セジュールコスモＢ棟202
債務者　黒川　信正
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　降簱　道男
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１７２号
京都府八幡市八幡三反長９番地の77
債務者　中村　政博
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　一毅
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
青森県弘前市山崎１丁目３番地７　老人保健施設ケアセンター弘前、住民票上の住所青森県南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田66番地
債務者　中村　勝則
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　晴耕
4　破産債権の届出期間　平成25年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１０６９号
堺市北区百舌鳥梅町３丁18番地44
債務者　北野　　滋
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　貴浩
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北4067番地、前住所鹿児島県肝属郡根占町川北3857番地
債務者　迫　　良博
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤尾　直人
4　破産債権の届出期間　平成25年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
鹿児島県肝属郡錦江町城元485番地、前住所鹿児島県肝属郡大根占町城元418番地
債務者　坪内　健次
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　破産債権の届出期間　平成25年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
兵庫県明石市二見町西二見18番地の63　朝日プラザエルステージ明石112号
債務者　メグちゃん先生のありがとうクラブこと　吉地　　惠
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　破産債権の届出期間　平成25年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係